

香美町子ども・子育て支援事業計画(令和5年度事業実施状況に係る評価書)

評価項目	評価				評価に対する所見等
	A	B	C	回答なし	
1 教育・保育の供給体制の確保の内容及び実施時期	4	3	0	3	
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期					
(1) 地域子育て支援拠点事業	2	6	1	1	・ 対象となる出生児が少なく、保育所に早く入園するため、この規模では必要なし ・ 結果の考察・原因・分析がなかったので、評価が難しい(※以下の全事業共通)
(2) 利用者支援事業	4	5	0	1	
(3) 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	5	3	1	1	・ 『誰でも保育』が安価なため、利用料金の額の見直しが必要 ・ 可能であれば、保育園と同じ19時までの利用時間にできればありがたい。
(4) 一時預かり事業(幼稚園在園児以外の一時預かり)	3	5	1	1	・ 『誰でも保育』が安価なため、利用料金の額の見直しが必要
(5) 子育て短期支援事業	3	5	1	1	
(6) 病児保育事業	4	4	1	1	
(7) 時間外(延長)保育事業	3	4	1	2	・ 働き方改革と言われる今の時代、保育士の長時間労働となる要因
(8) 放課後児童健全育成事業	5	3	0	2	・ 可能であれば、保育園と同じ19時までの利用時間にできればありがたい。
(8-1) ① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量	4	5	0	1	
(8-1) ② 放課後子ども教室の実施計画	4	4	1	1	
(9) 妊婦に対する健康診査	3	6	0	1	
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	4	5	0	1	
(11) 養育支援訪問事業	3	5	1	1	

評価の基準 A(おおむね達成) B(特に問題なし) C(見直し等が必要)

(評価項目に係る事業概要)

評価項目		事業内容
1	教育・保育の供給体制の確保の内容及び実施時期	教育・保育の量(希望人数)と確保方策(受入人数)における計画
2	地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保の内容及び実施時期	
(1)	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を設置し、子育ての相談等の援助を行う事業。香住区・村岡区・小代区に子育て・子育て支援センターを設置している。
(2)	利用者支援事業	子どもやその保護者、妊娠している方が子育て支援を円滑に利用できるように相談や支援を行う事業。事業実施のため、平成28年度に役場(本庁)内に子育て世代包括支援センターを設置している。
(3)	一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	幼稚園の降園後や、土曜日、夏休み等の休業期間中に、幼稚園において保育する事業で平成27年度から実施している。令和元年度実績は香住幼稚園と村岡幼稚園。なお、令和2年4月から香住幼稚園のみの実施。
(4)	一時預かり事業 (幼稚園在園児以外の一時預かり)	家庭での乳幼児を保育が一時的に困難になった場合に、保育所等で一時的に預かる事業。
(5)	子育て短期支援事業	保護者の病気の理由で、一時的に家庭で養育できなくなった児童を児童養護施設等で保護する事業で、平成30年度から実施している。
(6)	病児保育事業	保護者の就労のため、病気の子どもが保育が困難な場合に一時的に保育する事業で、平成30年度から「病児対応型」として香住病院内に病児保育室を設置し、「体調不良児対応型」として香住区の私立保育園2園で実施している。
(7)	時間外(延長)保育事業	就労形態の多様化に伴い、保育所等での保育時間を延長する必要がある園児に時間外に保育を行う事業。
(8)	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブのことで、学校や幼稚園の放課後や土曜日、夏休み等休業期間中に、児童が安心して生活できる居場所を提供する事業。
(8-1) ①	放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量	放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室担当課が連携し、一体的に取り組む事業。
(8-1) ②	放課後子ども教室の整備計画	放課後に地域住民等の協力を得て、子どもたちが安心安全で体験学習やスポーツ・文化活動などを行う事業の実施計画に対する実績。
(9)	妊婦に対する健康診査	妊婦健康診査費用を公費助成し経済的負担の軽減を図ることで、健康診査の受診の促進を図る事業。
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児や保護者の様子や養育環境を把握し、相談に応じるなどの援助を行う事業。
(11)	養育支援訪問事業	子どもの養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業。